

年 月 日

(あて先)岐阜市保健所長

開設者 住 所

氏 名

病院(診療所・助産所)開設届

年 月 日付け 指令 第 号をもって開設許可になった病院(診療所・助産所)を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により次のとおり届けます。

1 名 称	
2 所 在 地	電話( ) —
3 開設年月日	
4 診療科名	
5 管 理 者	(住所・氏名)

6 診療に従事する医師(歯科医師)助産師の氏名

職 種	氏 名	担当診療科目	診療日 (勤務の日)	診療時間 (勤務時間)

7 薬剤師

氏 名	免許登録年月日	登録番号	摘 要

8 その他の従業員数

看護師	准看護師	診療放射線技師	栄養士	事務員	その他	
名	名	名	名	名	名	

## 9 分べんを取り扱う助産所

嘱託医師又は 病院・診療所の別	氏名又は名称	住所
嘱託医師		
病院又は診療所 (医療法施行規則第15条 の2第2項)		
病院又は診療所 (医療法施行規則第15条 の2第3項)		

### 添付書類

- 1 管理者である医師又は歯科医師にあつては免許証及び臨床研修修了登録証の写しを、助産師にあつては免許証の写し
- 2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等免許所有者については、免許証の写し
- 3 分べんを取り扱う助産所の場合は、医師に嘱託した旨の書類（医療法施行規則第15条の2第2項の規定による嘱託をした場合は、病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は当該診療所に嘱託した旨の書類）及び同条第3項の病院又は診療所に嘱託した旨の書類

(注) 開設後10日以内に届け出なければならない。